

意見の内容	回答
GAP手法について(P6)	
三重県版、県版といろいろなGAPができ、消費者にわかりにくいのではないかと。またこれらGAPを導入した場合、公がどのように認証するのか。	GAPは、今後整理される三重県型GAP手法などを参考にしながら、各生産者自らが、基礎的な事項や各生産者に応じた必要な事項を定めて、取り組むものとなりますので、いろいろなGAPが存在することになります。しかし、いずれのGAPも農産物の安全確保のための取組事項が前提となりますので、いずれのGAPにおいても、消費者は安全・安心を確認できることとなります。 なお、上記のようにGAPは各生産者自らが取り組むもので、県等公の機関が認証するものではありません。
産地を対象としてGAP手法の導入を進めるようであるが、小規模農家などには進めないのか。	県としては、まずは流通の主体となっている市場出荷に対応している産地でGAP手法の導入を進めたいと考えています。 さらには、近年直売所等も重要な位置を占めていることから、直売所等に対応している小規模な生産現場でもGAP手法の導入を進めたいと考えています。
生産履歴管理は進めないのか。	生産履歴管理は、GAPの中の重要な事項の一つとして含まれています。
土づくりの推進内容について(P7)	
「円滑な流通が定着していない」という問題を提示していながら、その対策が記載されていない。	ご指摘を受け、「土づくり」の3つ目の・を「耕種農家のニーズにあった良質なたい肥づくりを進めるとともに、 <u>県内たい肥の流通拡大に向けた情報発信や、活用促進に必要な施設・機器の導入支援を進めます</u> 」に修正します。
畜産糞尿や生ごみなどを利用したたい肥の活用をどのように推進するのか。	
投入資源の効率的な活用について(P8)	
有機農業について、P8ウ「投入資源の効率的な活用」の項目に記載すべきでないか。	県では、環境に配慮した持続可能な生産には様々な手法があると考えており、特定の農法を取り上げることなく、環境に配慮した持続可能な生産への取組として、P7～P8までに記載しているところです。有機農業はこれら取組を総合的に行った農法の1つであると考えています。 なお、有機農業については、消費者からの支持が高いことから、別途P10「イ安全・安心で環境に配慮した農産物の提供」の項目に記載しています。
指標について(P9)	
みえの「安全・安心農業生産の実施」に関わる内容のうち、「投入資源の効率的な活用」については具体的にどのような取組を指すのかかわからない。	ご指摘を受け、「GAP」、「土づくり」、「投入資源の効率的な活用(肥料節減・農薬節減・有機性資源活用・化石燃料使用節減のいずれか)」の全てを実施している」に修正します。
「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を指標として入れてはどうか。	本制度に参加している方以外でも、多くの方が「みえの安全・安心農業生産」に取り組んでいると考えられます。ついては、一部の方しか捉えることができない本制度を指標とするよりも、「みえの安全・安心農業生産」そのものを指標としての方が適切と考えています。
相互交流について(P10)	
学生、消費者、流通業者、販売業者に対する食農教育(セミナー・シンポジウム)が大切である。	県としても、ご指摘いただいているように食農教育などは大切と考えているところであり、P10に記載しています「相互交流」の一環として実施したいと考えていきます。また、県は平成19年に「三重県食育推進計画」を樹立しており、現在この計画に沿って食育推進のための事業を進めているところです。
地域密着型産地について(P11)	
本方針で、学校給食・病院などでも地産地消が進むのか。	多品目の農産物を一度に多く必要とする学校給食などでは、「需要にあわせて生産されない」、「学校など活用される場所まで届けるシステムが整備されていない」などが問題となっています。 今回方針で掲げています地域密着型産地づくりでは上記のような問題に対応しながら、学校給食などでも地産地消を進めたいと考えています。

意見の内容	回答
有機農業について(P11)	
有機農産物について、消費者から理解が得られてないのではないか。	本方針では、有機農業・有機農産物も含め、「生産現場ではどのような取組をしているか」、「どのような安全・安心や環境に配慮した農産物があるか」を、消費者に伝えることも重要な事項と位置づけており、消費者の理解と評価向上に向けた取組を進めたいと考えています。
有機農業の指導をどのように行っていくのか。技術や知識を学ぶ場をどこで提供するか。(有機農業推進普及員・モデルほ場 講習会などを実施してはどうか。)	有機農業の技術支援についても、他の農法と同様に、P7「環境に配慮した持続可能な生産への取組」に記載した事項により、推進を行っていきます。なお、有機農業に関する具体的な事項として、技術者研究会や事例調査などを考えています。
良好な地域環境の形成について(P11)	
生ごみの堆肥化による地域循環も地域環境の形成の一つとして考えてよいか。	消費者が生ごみを搬出し、それをたい肥化したものを生産者が利用することも地域資源を活用した消費者と生産者の連携による良好な地域環境形成の一つの事例と考えています。
推進体制について(P12)	
生産者と消費者・食品事業者の交流を進めるためには、そのための体制づくりが必要でないか。	具体的な体制は今後検討することになりますが、本方針の内容は、生産者のみならず、消費者や食品関連事業者など県民一体で進める内容と考えていますので、皆様の意見・ご協力を得て進めたいと考えています。
研究所・普及所は具体的に何をを行うのか。	研究所では、「安全・安心を確保するための技術開発」、「持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発」、「循環型社会実現への貢献のための技術開発」、「環境保全に向けた技術開発」を行っていきます。また、普及所では、研究で開発された技術など様々な技術の現場への普及を行っていきます。
方針全般について	
方針を進めるにあたって予算措置はどう考えるか。	本方針は、今後の県の取組方向を示したものです。具体的に進めるにあたっては、当然予算措置が必要となります。については、財政上の措置を講ずるように努めていきたいと考えています。
環境保全型が進んだといっても全国と比較すると全国の方がもっと頑張っている。土づくりも同じである。なぜ他県と比較してうまく進まなかったかを分析して進める必要がある。	三重県農業の特徴に、稲作中心、高い兼業化率がありますが、このことが生産者の環境保全型農業への意識の低さの原因の一つであると考えています。県では、このことを踏まえ、「環境にやさしい先進的な営農活動を行う組織の支援」や「安全・安心を求める消費者ニーズに的確に応える産地づくりの支援」などを進めることで、みえの安全・安心農業生産を進めたいと考えています。
三重県では、「県内産品を意識的に購入している人の割合」が高い。これはなぜか。わかりやすいロゴやキャッチフレーズがあったからではないか。本方針においても、一言で理解できるキャッチコピーがあった方が良いのではないか。	「地物一番キャンペーン」については、県民の支持を得ることができ、地産地消運動が大きく進んだと考えているところです。本方針は、さらに県民からの支持を得られるように今後取り組む方向を示したものです。ご指摘いただきましたように本方針の取組が一言で理解できるものがあれば県も考えているところです。本方針の取組は平成21年度から始まる予定ですが、本内容については検討したいと考えています。
トップランナーとなる生産者や、メディアがこちらをふりむくような目新しさを、そうすれば短期間に県民から支持を得ることができるのではないか。	トップランナーとなる生産者や一度に多くの消費者に情報を伝えるメディアの協力を得ることは大切であると考えています。そのためにはご指摘いただきましたように、本方針を推進していく上で新たな視点での事業の組立など、創意工夫を行いたいと考えています。
本方針への取り組みを進めるうえで、インセンティブがあるとスピードがでる。	ご指摘いただきましたように、スピードをもって進めるには、消費者、生産者、食品関連事業者それぞれが取り組むメリットを明らかにするなど、取組のきっかけとなるインセンティブが必要と考えています。このことを踏まえ、効果の高い事業が実施できるよう十分に検討を行いたいと考えています。

意見の内容	回答
安全・安心農業の農業者育成をどこで誰が行うのか。(農業大学校か。)	農業者の育成におきましては、農業大学校や普及員による各生産現場での育成を考えています。
安全・安心農業のほ場はどこに設置するのか。(ほ場は見学できるのか。)	研究段階にあるものについては、農業研究所内に設置されます。また現地実証段階にあるほ場については、現地に設置されます。 なお、ほ場見学については通常可能です。
たい肥・土づくりのための技術者の養成が必要である。 普及員などの人材を育成することが大切である。	ご指摘いただきましたように、本方針推進にあたっては、技術者の人材育成が大切と考えています。 については、P6(1)最後2行を「また、これらの取組を実践するために必要となる制度や技術の確立、人材育成を通じた普及拡大に取り組みます。」に修正します。
高齢化、担い手減少、耕作放棄地の拡大など問題がたくさんある。これらをどのようにするのかを記載する必要がある。これらを記載しないと、本方針で農業を変えることは難しい。農業が希望をもってできるものということを記載しないと、本方針も成り立たない安全・安心農業をすれば、農業者は利益を得られるのか。担い手が増えるのか。	本方針は、農業に関わる全てを対象としたものでなく、農業を進める上で「食の安全・安心を確保する生産管理への取組」と「環境に配慮した持続可能な生産への取組」についての推進方針としています。 なお、ご指摘いただきましたように、本方針の内容のみを進めるだけでは、現在農業が抱える問題に対応していないことから、県としては、別途農業・農村振興全体にかかる条例を検討しているところです。
その他について	
P3 6「有機農産物で三重県内認定数は35」となっているが、戸数も記載すべきである。三重県は有機農業についてはトップ5に入る。	ご指摘を受け、「35件(169戸)」に修正します。
P9(2)の最後の行に記載されている「良好な地域環境」とは、何を指しているのか。	具体的には、景観形成や生物多様性保全などがなされた地域環境のことを指します。